

宮城県告示第九百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類 県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・石巻市大原浜京地地内から同市給分浜羽黒下地内まで）

3 手続が開始される土地 石巻市大原浜大草山，大原浜南向及び大原浜大永寺地内

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

石巻市役所（道路第1課）